

宮代町議会ハラスメント防止条例（仮称）
制定に向けたアンケート調査結果

令和6年6月

宮代町議会

「宮代町議会ハラスメント防止条例（仮）」制定に向けたアンケート調査結果

アンケート調査の概要

目 的	議員提案による「議会ハラスメント防止条例」制定のため、ハラスメント状況の実態を把握し、実効性のある条例とするために実施したもの。
対象者・実施期間	職員：令和6年5月7日（火）～令和6年5月14日（火）
	議員：令和6年5月11日（土）～令和6年5月17日（金）
実施方法	庁内メールにて依頼し、回収袋で課ごとに回収をお願いする。
回答者数	職員：172人／225人 議員：13人／14人

※このアンケート結果は、いただいたご意見をそのまま掲載していますので重複している場合があります。

	職 員	議 員
問 1	あなたは、宮代町議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。	
	ある… 26 ない… 146	ある… 8 ない… 5
問 2	あなたは、宮代町議会議員または宮代町職員が、宮代町議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。	
	ある… 78 ない… 94	ある… 10 ない… 3
問 3	ハラスメントの認識ではなく、宮代町議会議員から意見・要望等に対し、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。	
	☐ 近所の方の個人的な苦情や文句などをそのまま御用聞きのごとく、役場担当に対応依頼してくる。 ☐ 議員の立場を利用した過度な要求。横柄な態度。会議・委員会での途中入室。 ☐ 自分の電話を使わず、役場の職員から出先の施設の職員に電話を繋がせて質問等をしている。なぜ自分の電話を使わないのか。気分が悪い。 ☐ 重箱の隅をつつくような要望を繰り返すもの ☐ 議員が必要以上に大きな声で何度も同じ話を繰り返し、町職員と議員の会話のレベルを逸脱した状況を見たことがある。 ☐ 国の制度改正要求など町では対応できないことに対して改正要求があった。 ☐ 宮代町職員課別一覧表をSNSに掲載している。 ☐ 本会議や委員会の場で、議案とは関係のない質問や意見が出されることが、質問と称して長々と自説を述べられるケースがあり、結果審議時間も長くなる。 ☐ 本来行うべきこと以外で時間と労力を割くことには負担と苦痛を感じる。 ☐ 理不尽な要求、過剰な資料要求、勤務時間外での対応 ☐ 制度の理解が足りず、行政がやらないのは何故かと執拗に要求する。 ☐ 窓口にて議員として優先されるべきものとの姿勢が感じられた。	☐ バカという言葉を使っていた事。 ☐ 意見が違って、相手を尊重した話し方、聞き方が必要だと思う。 ☐ 行動や言動で注意した事に対し、「バカ」などの暴言を言われた。 ☐ 執拗に自分の主張ばかり言う。 ☐ 何か注意すると「どこにも書いていない、常識がない」 ☐ 基本条例を勝手に解釈して、勝手に主張する。

○窓口周辺をうろうろされる。質問や誰かに用事があるならば、声を掛けてくださればお繋ぎする。ただうろうろされていると不審で気が散る。
○理不尽な要求（自分の要求が実施されないと仕事をしていないと認識される） ○過剰な資料要求（議会だよりの原稿を作成するよう依頼された） ○勤務時間外での対応（時間外でも窓口や庁舎内にいる） ○予算委員会や決算委員会がなぜ事前通告制ではないのか。事前通告制であればもっと時間を短縮できるし、回答内容も整理されたものができる。
○自分ではないが、同僚や上司が以下のことをされているのを見て不快だった。いつか自分もターゲットにされるのではないかと思い恐怖を感じている。（理不尽な要求、過剰な資料要求、勤務時間外での対応、勤務時間内だが対応時間が長い）また、上記のような行動の見聞が多く、その度に不快、不安だったので、最近では姿を見るだけで不快。
○個人的な情報を聞かれた。 ○高圧的な態度 ○配慮に欠ける言葉 ○個人的な要求 ○容姿に関する発言
○勤務時間内・外の長時間の対応（同じ話の繰り返し） ○過剰な資料要求
○議員自身が自ら行動せず、また現状の打開策を何も言えず、何でも国に要求しろとか、町はどのように対策を講じているのかとか言っている輩が存在していることに不快と怒りを感じる。
○態度
○長時間職員に怒鳴り続ける。馬鹿などの暴言や机を叩くなどの威圧的な言動。
○資料の要求や長時間の窓口での対応
○時間外に庁舎内に議員一人で出口とは反対の方向へ歩いていると、監視されているような気がして落ち着いて残業ができない。
○高圧的な態度、長時間の滞在、閉庁時間を過ぎての居残り等（自身が体験したものではなく、通りすがりなどに見聞きしたもの。実際にどのようなやり取りがなされていたかは分からない。）
○議員が他の議員や職員に対し、「ばか」等の暴言を吐いたり、悪口を言う等の行為に対し、非常に不快に感じる。また、いつか同じような行為をされる可能性があるのかと思うと恐怖を感じる。 ○議会終了後に職員を待ち伏せ行為、意にそぐわない対応への恫喝、メール・電話での過剰要求等のハラスメント行為を職員が受けていたと聞いただけで、不快であり恐怖である。

○他議員の名前をあげて「〇〇議員は“ばか”だ」等あからさまにののしる発言を耳にした。 （担当課のカウンターにおいて）
○勤務時間外での対応
○自分が直接受けたわけではないが、同じ課の職員や上司が複数回（長時間）にわたって対応したり、執拗に謝罪を求められたりする姿を目にするのは不快に感じた。
○勤務時間外での対応を強いるのも同然の行為 （閉庁時間間際に来庁し、過剰と思える質問や要求に対応するため、結果として対応した職員が時間外での対応をすることとなった。）。事前の約束もなく、通常の住民対応と比較し明らかに時間のかかる対応を強いるのは、当事者ではなく目撃している立場であっても大いに不快に感じた。 ○超過勤務手当について言及している人物が、上記の行為を行ったこと。 ○話の中で、町長や他の職員のことを苗字のみの呼び捨てで呼んでいたこと。
○理不尽な要求 ○過剰な資料要求 ○勤務時間外での対応 ○服装に関する意見（「今日も素敵なスカートですね」等） ○返答に困る会話（「自分も子育てひろばで遊びたい、先生に「よしよし」してもらいたい。「ばぶばぶ」と甘えたい」「〇〇（職員名前呼び捨て）が〜（悪口）」）等
○勤務時間外での対応
○予算特別委員会、決算特別委員会、全員協議会等については、内容とは関係のない質問や要望等により、長時間にわたること、終了が時間外になることが多く、職員の負担となっている。会議の趣旨や質問のルール等を明確にし、関係のない質問等は制止することで、効率化を図ってほしいと思う。また、予算委員会、決算委員会では、大量の質問を一度に出されることがあり、メモを取るのも大変な状況のため、事前に質問をいただけるとありがたい。
○とある委員会で、とある議員が発言すべき立場にない時に、声高に発言することを求め、強硬な姿勢で持論を発言している姿を見たときに、少し不快感を覚えた。
○議員名の呼び捨ては不快に感じる。
○窓口にいまして、すぐに回答を要求してきた。調べるのに時間を要するものであるにも関わらず、数分後にまたいまして回答の催促をしてきた。
○許認可を得なければ実行できない手続きにおいて、「簡単にできるだろう？」など、圧をかけられることがあった。 ○手続きについて何度説明しても理解してもらえないことがあった。
○理不尽な要求、勤務時間外での対応

○「オマエ」「バカ」「アホ」などの大声が議会事務局や会議室から聞こえてくる。開庁時間、閉庁時間、業務時間内外関係なく、突発的に聞こえるため、町民の対応、事務作業を行っているうえで、大変不快である。そこで建設的な議論が行われているとは到底認識できない。あの意識がいずれ職員にも向かうと考えると不安でならない。
○長時間に渡る対応 ○緊急性がないと思われることについて、時間外（休憩時間を含む）での対応 ○職員に対する批判的な意見 ○職員に対する私的な感情が入ったような意見・要望等
○長時間に及ぶ予算・決算特別委員会
○威圧的な態度で大きな声で叱責する。
○いろんな課に跨って相談が必要な内容に対して、必ずしもこの課に！という相談の仕方で困った。
○聞いたことがないのに、過去に言っていると張り切る。 ○逆に要望箇所を教えてもらえない。わかっているだろうとのこと。
○封筒を渡す際にももちろん冗談でしょうが、お金が入っていないと毎回決まり文句のように言っていた議員さんが過去にいた。受け取り方は人によって違うので、ハラスメントと認識する職員もいるでしょう。
○短期間での資料請求（こちらの都合は聞き入れない）
○農地改良申請に際し、申請者に配慮するよう申し入れがあった。
○窓口での暴言
○対応時間の長さ ○閉庁間際の対応
○過度な要求 ○話をしても着地点が見えない。

問 4	どのようなハラスメント行為がありましたか。
○職員に対して「バカ」という暴言 ○意に沿わない返答に対し、繰り返し回答を要求する。 ○ハラスメントに該当するような行動、発言を受けたと聞いたことがある。具体的には、体当たりされた、「バカ」などの発言を受けたとのこと。ただし、直接見たわけではないので、ここに記入することが適当かどうか判断に迷っている。	○高圧的な態度 ○一般町民が役場職員に対して、しつこく言い寄っているところを目撃したことがある。 ○他の議員に「バカ」という発言 ○特定の議員に対し、常に名前を呼び捨てにする。

○職員を呼び捨てにする。 ○特定の職員に対し、バカなどの誹謗中傷の発言を繰り返す。 ○議会的一般質問において、担当職員をインシヤルとはいえ個別で呼び上げ、事実ではない発言を行う。
○職員に近い距離で指を指していた。暴言を言っていた。
○職員に対する暴言
○暴言
○大声での威圧であったり、テーブルを叩く等の内容を伴う過大要求
○長時間の拘束や同じ意見、要望等を繰り返す。 ○意に沿わない対応に恫喝
○同じことを繰り返し要望し、人の意見を聞かない。
○同じ質問を繰り返し、長時間窓口に居座り、職員が時間を有効に使えない。 ○声を荒げて馬鹿等の言葉を発するなど、人格を否定するような言動が見られた。 ○職員に肖像権はないと言い張り、窓口対応をした職員の写真を撮ったり、撮ってるフリをするなど、脅しのような行動が見られた。
○同じ質問を繰り返す ○語気が強い
○パワハラと思われる場面を見た。
【自身の体験】 ○役場庁舎の椅子を乱暴に扱ったため「おやめください」と伝えたところ、「おいてめー、○○（呼び捨て）、ちょっとこっちにこい」と大声で叫び、まくしたててきたことに、恐怖を感じた。 【他者の目撃】 ○窓口にて、職員が問い合わせに対して説明したにも関わらず、本人の納得する回答がないことを理由に大きな声で一方的かつ執拗に長時間（１時間以上だと記憶している）にわたり当該職員につめよっていた。 ○役場閉庁時間をすぎても庁舎内に居座り、職員からの説明に納得できないと叫び、職員が執務室から廊下に出られないよう、職員の進路に立ちふさがり、執拗につきまとい退庁の邪魔をしていた。また、当該行動を止めようとした職員（私ほか１名）には体当たりを行うような勢いで突進する行為があった。

○①１７：１５退庁時間以降も役場にいる。 ○②他の議員を呼び捨てにする。 ○③議員に対して「バカ！」と暴言を吐く。 ○④自己主張の繰り返して、人の意見を聞かない。
○一方的な思い込みで、女性議員に詰め寄る行為があった。
○人格を否定した発言や暴言
○町長派であるとのレッテル貼り
○威圧的な行動や言動、不適切な言動、セクシャルハラスメント
○議員から議員への「バカ」「クズ」「てめえ」「頭の中お花畑」などの侮辱発言
○他議員への暴言を実際に聞いている。 ○また、暴力があったとの話も聞いている。
○SNSによる誹謗中傷 ○議場出入口での待ち伏せ ○しつこい付きまとい ○動画撮影 ○「バカ」「犬」「てめえふざけんじゃねぞ」などの暴言 ○資料を机に大きな音をたてて置き威嚇
○必要も無いのに、何度も警察へ通報をされた。
○暴行を受けた。

○パワハラ：予算特別委員会の冒頭、一人の男性議員から「声が小さい！！」といきなり恫喝された。

○モラハラ：議会だよりの原稿作成を依頼された。断ろうとすると「〇〇課は受けてくれた」「職員として正しい情報を流す義務がある」「職員は住民の奉仕者だ」などと言われ、課長も不在だったから受けてしまった。

○モラハラ・カスハラ：委員会のたびに関連しない（使わない）大量の統計資料の要求がある。（資料作るのが本当大変なんです。）また、質問も「私はこう思う」「みんなこう言ってる」とか根拠もない私見を長々演説したうえで回答を求められる。

○パワハラ：委員会の時に、他の議員の質問中「くだらない質問をするな」「そんな聞いてもお前じゃわからないだろう」「いちいち長いんだよ」など大きな声で恫喝まがいのヤジを繰り返し、自身の質問時に長々と話したことで委員長から注意されると「私ばかり注意するな」「〇〇はどうなんだ」「人を見て対応を変えるな」など、自分以外の議員に対して大きな声で恫喝した。

○説明を聞かず、自説を繰り返し、叱責を続ける。

○気に入らない職員を睨みつけたり、名前を呼び捨てにしたりする。

○窓口の椅子にふんずり返るようにして座ったり、威圧的

○強い口調で呼びつける（「おい！〇〇（職員の苗字を呼び捨て）！こっちにこい！」）→呼びつけられた職員は「怖い、恐怖を感じる」言っていた。自分も近くで聞いていて、震えてしまった。

○必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝

○理不尽な要求

○大声を出しての恫喝

○閉庁時間を過ぎての長時間の居座り

○職員や町議員に対する罵倒、不当な要求

○過剰な資料要求（閲覧資料の持ち帰り、度重なる情報公開請求を含む）

○勤務時間外での対応（窓口への居座り）

○長時間の叱責や暴言（短時間で複数回の場合もあり）

○意に沿わない対応に恫喝（椅子や物にあたるケースもあり）

○SNSに職員の写真や氏名を掲載して侮辱

○理不尽な要求（他市町での事例を宮代町でも同様に実施するよう要求）

○わざわざ近寄ってきて威嚇（躓くように足を出し、ひっかけようとすることもある）

○答えているにも関わらず、執拗に同じ質問を繰り返す。 ○バカなどという侮辱発言を繰り返す。 ○議場内で暴力行為 ○議員本人が悪いにも関わらず謝罪しろと執拗に要求 ○謝罪の必要のない事柄に執拗に謝罪を要求 ○事案に関係のない職員に執拗に意見や質問を繰り返す
○意に沿わない対応に暴言
○提出物について必要性を説明してお願いをしても、期限を守らない上に、バカだの嘘つきだのと暴言を吐き、ネット上に氏名をさらすなどの脅しをした。
○役場閉庁時間外になっても帰らない。毎日のように役場にきて居座る。大声を出す等は、カスタマーハラスメントととらえる。
○自身の意にそぐわない職員に対して「能力がない」等否定的発言をしたり、当該職員のことを敬称を使わず呼び捨てにする。 ○自分の都合で突然窓口に現れ、長い時間自説を展開する。こちらから意見を述べても聞いて頂けるケースは少なく、却って自説主張が強くなるため傾聴するしかない。
○恫喝、高圧的な態度
○差別するかのように、人によって呼び方を変えられた。「〇〇主査（役職）」「△△さん」「□□（呼び捨て）」 ○担当課以外の答えようのない問題について賛同を求められた。
○窓口での長時間の居座り ○暴言（誹謗中傷）
○必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝 ○理不尽な要求
○タメ口、強い言葉、大きな声 ○長時間庁舎に居座る ○臭い（タバコ？体臭？） ○無理な要求 ○一度の説明で理解しない。自分の意見を曲げない。しつこい。
○こちらの立場が弱いのを知っていて、自分の意見を通す。（自己主張を繰り返す）
○議会だよりの原稿作成依頼
○職員に対して罵詈雑言を浴びせていた。
○理不尽な要求 ○過剰な資料要求 ○勤務時間外での対応 ○職員の名前を呼び捨て、もしくは「おまえ」と呼ぶ。 ○見下した横柄な態度、言葉づかい
○必要以上に長時間の叱責 ○意に沿わない対応に恫喝 ○理不尽な要求

○過剰な資料要求と対応を求められる上司を見て恐怖を感じた。 ○対応する職員に逆上してスマホを向けて撮影していた。
○長時間にわたり話し込み、時に大きな声で相手を怖がらせる。
○馬鹿などの暴言 ○時間外なのに執拗な対応の要求
○質問に対し、対応した職員が意に沿わない回答や態度をとったことに対して、「必要以上に大きな声」で「話を遮るように」話をする。ほぼ叱責とも取れるような話し方をする行為。 ○他の業務よりも、自分の質問や要求に対する回答を優先しろと強要する行為。 ○上記の行為を、当事者ではなくとも自分の担当課窓口で行われていると、恐怖で仕事が手につかない。
○必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝。 ○理不尽な要求
○細かいことまで、なぜ、すぐにやらないのか、と声を荒げて要求する。一度や二度ならいいが、執拗に何十回も要求する。分かりましたと言うまで帰らないので、根負けして要求を受け入れてしまう。すると今度はさらに過剰な要求にエスカレートする。精神的にまいってしまう。議員は（重箱の隅をつつくのではなく）もっと高所から全体や未来を見渡して議場で意見を述べるべきだ。執行部はそれに対して執行部としての意見を述べ、このことで健全な議論に発展するのではないか。
○理不尽な要求、過剰な資料要求、勤務時間外での対応、威圧的な言動、長時間にわたる職員の拘束
○自分の意見ばかり押し通そうとしていた。
○何度も同じ情報公開請求が行われた。 ○約束の日時に来ないことが何度もあった。 ○自分の主張ばかりで、こちらの意見に聞き耳をもたない。
○窓口で大きな声を出す。 ○机を叩く。 ○組織としての考えでなく、個人としてどう思うかをしつこく聞く。
○議会での答弁に対して「どうして、そんな答弁をしたのか、そうじゃないだろう」と言われた（以前いた議員に）。こんなことを言われたら萎縮して何もしゃべれなくなってしまう。健全な民主主義を阻害する。
○町の考えを説明しても、納得がいかないと説明になっていないなどと言われ、窓口に居続けることがあった。
○職員に対して人格を否定するような発言を行う（バカ、仕事ができない等） ○何度も謝罪を強要する。

○「ばか」「頭がおかしい」など誹謗、中傷された。 ○対応中に大きな声を出される。机を叩かれるなど威嚇。脅迫行為をされた。 ○対応中に「これ以上説明できることはない」と説明しても納得せず、同じことを繰り返し強く主張され長時間にわたって拘束された。（窓口、電話を問わず何度も） ○職員に肖像権はないと言われスマホで撮影された。
○窓口で質問、意見交換を議員と課長、担当職員とで行っていた際に、議員の感情が高ぶったのか机を叩きながら声を荒げるなどの行為があった。
○長時間に渡る持論の展開による職員の拘束 ○職員の対応に対する暴言や理不尽な要求（謝罪の強要）
○望む回答が得られないときに、長時間に渡り窓口で職員を拘束する。 ○職員への暴言（バカ、使えない等）
○時間外になっても執拗に職員の対応を求める。
○窓口において大声を出し、職員を呼び捨てにしたり、「バカ」と呼ぶなど、乱暴な言葉を吐いていた。
○時間内外に関わらず長時間の居座り。大声をあげる。
○過剰とも言えるような資料の提供や対応を要求される。 ○同様の意見、要望、質問を繰り返され、時間を拘束される。 ○特定の議員、職員を公然と「馬鹿」呼ばわりしたり、乱暴な言葉を浴びせている。
○議員に対して挨拶をしないということで、本人はおるか上席職員に執拗に反省を求める言動を繰り返した。 ○トイレ内で議員がいるのを気づかずにいたら、「お前は挨拶ができない」と言われた。謝罪しても執拗に文句を言われた。 ○議員に対して特定の議員が部屋の外まで聞こえる大声で「謝れ」「この野郎」という言葉を吐いていた。
○職員をバカ呼ばわり ○職員に対する大声での叱責 ○窓口の机をたたく ○職員の制止を振りほどいて議員室へ入室 ○勤務時間後でも構わず電話・問合せを続け、時間外労働を強いられている。 ○必要以上に長時間の意見・要望・叱責、意に沿わない対応に恫喝
○人を大声で怒鳴る。 ○人の悪口を大きな声で言う。 ○「消えろ」「クソ」など人格を否定する言葉を大声で言う。

【見聞きしたこと】 ○大声で怒鳴る。 ○人権にかかわる言葉を発する。 ○聞いていて不快である。
○内容についてはわからないが、議会事務局から怒鳴り声が聞こえることがあり、ドキッとすることがあった。
○声を荒げながら、職員を侮辱する。
○叱責、恫喝
○モラルハラスメントのような相手（議員か）への罵倒のような言動
○元議員が、女性職員に対し「今日もかわいいね」と声をかけている所を見たことがある。コミュニケーションのひとつだったのかもしれないが・・・
○ある議員が、町職員に対し、大声で威圧していた。その議員を携帯電話のカメラで撮影していた、また、その職員もその議員を携帯電話のカメラで撮影していた。総務課長が、その議員に対し「職員を撮影することをやめて下さい」と繰り返し言っていた。
○長時間の電話。長時間に及ぶ対応。机を叩く、大声を出す。
○長時間に渡る電話での理不尽な要求。不必要なサービスの要求。
○理不尽極まりない要求。勤務時間終了間際でのしつこい叱責、恫喝。
○法律等無視した理不尽な要求
○過剰な資料要求
○罵声や怒鳴り声をあげる。
○恫喝とも取れる必要な追及
○長時間の拘束
○長時間の対応、暴言
○スメルハラスメント（口臭）
○執拗に農地改良に関する資料の請求があった。
○申請者の言い分を窓口で繰り返し、担当の説明を理解しようとしなかった。
○必要以上に長時間な対応による拘束
○人格を否定するような発言
○長時間の意見を述べる。
○新聞らしいものの集金を依頼
○長時間に及ぶ要望行為

問 5		ハラスメントは誰からありましたか。			
	現宮代町議会議員…	61		現宮代町議会議員	13
	元宮代町議会議員…	4		元宮代町議会議員	1
	両方…	7			

問 6		ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。	
誰にも相談しなかった	48	相談ではないが、ハラスメントだよねという会話をした。 議員、事務局 複数の現宮代町議会議員 その会派の議員 会派の議員 友人 町の弁護士相談 総務課長	
総務課	4		
上司	9		
同僚	4		
家族	0		
友人	1		
その他	1		

問 7		ハラスメントがあった際、何か対応しましたか。	
●「した」答えた方の行動			
○課内で情報共有、上司に報告		○ハラスメントをやめさせるようにした。	
○本人に注意した。		○言葉遣いを注意する。	
○複数人で対応したり、記録を取るなどして担当内、課内で共有した。		○早く退庁するように注意	
○距離を取り、相手方と接触する機会を減らした。		○〇〇議員というように注意	
○やめるように促した。 ○議長に伝えた。 ○他の議員に大きな声で伝えた。		○ハラスメントの認識が理解されていない	
○議会事務局に今後こうしたことがないように伝えた。		○発言を録音	
○部署内の共有		○条例により防止しようと取り組んでいる。	
○受け流した。 ○課内で共有した。		○SNSの証拠保存	
○課内で共有した。		○旧ツイッターへの通報	
○「これ以上同った件について説明できることはない」という主旨を繰り返し伝える。 ○「他の業務があるため、これ以上対応することができない」という主旨を繰り返し伝える。		○やめてくださいと伝えた ○逃げる ○ハラスメントだと本人に伝えた ○無視	
○他の職員のため回答していない。		○議長や他の議員への報告・相談・苦情等	
○反論等をするとエキサイトされ、一層の時間がかかってしまうので、傾聴した。 ○課内で共有した。			
○長時間の電話での対応や無理な要求は困ると言った。 ○議論や対応をするつもりはないと思った。			
○課内及び担当内で共有 ○軽く受け流した。			

●「しなかった」と答えた方の理由		
○フォローに入ると状況が長引くと思ったため。		○ハラスメントをした人物は、頻繁にそういった行為をするので相手をして無駄だと思ったから
○所属長、総務課いずれに訴えても改善されることはないので何もしなかったのだと推察した。		○ハラスメントの定義がよくわからない。 ○どこに言えばいいかわからない。
○ネット中継で見たためで当該者でないため。		○言ってもムダだと思ったから
○管理職の方々が複数で戦っていたから。		○とりあえずがまんした
○昔の場合は「ハラスメント」への認識、考え方が上司側も知識がなかった。最近の場合は、見たことがあるだけで対応する必要がなかった。		
○当事者ではなく、他部署の職員とのトラブルだったため。		
○恐怖を感じていることを言葉にし、相手に伝えるとともに、周囲に助けを求めた。		
○課内で共有した。		
○課内で共有、記録簿を作成し保存		
○「住民が言っている」「住民のため」と前置きしたり、気に入らないと「次はあなたが標的にならないように」などと脅しをとれる発言があったため。 ○相談しても、改善の期待が見通せない。		
○話をしたところで理解していただけない。 ○火に油を注ぐだけで対応時間だけが長くなり、通常業務により一層の支障をきたすため。		
○何を言っても無駄だと思ったから。		
○上司が対応していたので自分の出る幕はないと思った。 ○下手に関わって自分にまで飛び火するのが怖かった。		
○当方がハラスメントを受けたわけではなく、現場を見たのみのため。		
○現状では対応策がない。		
○当事者が対応していたため。		
○周囲の職員も同じか、それ以上にハラスメントを受けていたが我慢していたことや、実際何か対応できることがあるかわからなかったから。		
○発する人の資質や性格によるものと考えられたから。		
○解決する可能性がゼロに等しいから。		
○課長含む上司が対応しており、総務課の方々もその場にいたため。		
○解決しないため。		
○相談しても解決には至らないため。		

○他者が既に総務課や企画財政課に連絡していた。
○相談しても解決しない。
○当事者ではないから。
○我慢できる範囲だったので。
○解決策がない。相談しても無駄。
○被害の当事者ではなかったため。
○相談しても解決しないと思ったから。 ○当事者ではないから。
○報復されたら困る。
○当事者ではなかったため、他の職員が総務課などに相談していた。
○当事者ではなかったため。
○相談しても解決しないと思ったから。 ○我慢した方がいいと思ったから。 ○当事者ではないから。
○自分は見ている立場であり、窓口で公然と行われていたため、衆知のことと判断した。
○何も改善されないため。
○当事者ではないため。
○当事者ではないから。
○相談しても解決できないと思ったから。
○激昂した様子だったため、対処しにくいと感じた。
○役職者が対応していたため。
○当時はハラスメントという認識が一般的ではなかったため、一方的に愚痴を言われていたと感じていた。
○怖くてなかなか言えなかった。
○何が起きているのかわからなかった。
○すでに他の人が対応していた。
○常態化しており、何ら珍しいことではないから。
○怒号が聞こえてきただけで、具体的な内容はわからないため。
○言われている本人と話したが、「言われて気持ち悪いけど、その議員さんなりのコミュニケーション方法なんだろうね」となったから。
○総務課長が対応していたから。
○いつものことで対応済
○過去に同じような状況を何回も見ていたが、事態が継続していたため誰に相談しても解決しないと思ったから。
○既に対応している職員がいたため。

○デリケートな問題なので指摘しにくい。話が長く、吐き気を我慢するだけで精一杯だった。
○複数回、窓口対応を行ったが、その後、申し入れがなかったので具体的な対応はしなかった。
○対応方法がわからなかったから。

問 8 ハラスメントを防止するために望むことはなんですか。	
○十分な調査	○チーム対応
○ハラスメントが発生した際に毅然とした対応をしていただきたい。 ○罰則規定などを適用できるのであれば、うやむやにしない対応を望む。	○ハラスメントに特化した条例をつくり、そのような行為があった場合には条例で定める罰則の中で処理できるようにすれば良いと思う。
○議員及び職員もハラスメント防止の意識を高める必要がある。	○きちんと条例を作り、やってはいけない行為、発言等を明確にする。
○相手を尊重することを身に着けてほしい。	○利己主義を通そうとせずに、自分を顧みる余裕を持つことが必要と思う。
○ハラスメントに対応する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化	○ハラスメントとは何かを理解させる ○懲罰等を考える
○ハラスメントをする議員を辞めさせてほしい。	○証拠を出せとすぐ騒ぐのでビデオ撮影して欲しい
○ハラスメントをした議員の処分	○懲罰委員会を作って欲しい
○調査、処分の厳格化	○防止条例を作る
○ハラスメントに当てはまるような行為の周知等。見過ごさずにハラスメントに対してきちんと対処していくこと（処分の厳格化）	○ハラスメント防止条例を作る ○議員、職員の意識を高めるために、研修を継続的に実施する。 ○議会として条例制定、懲罰を課す
○ハラスメントを行っている方が自身がやっている旨を自覚することが最も重要。	○してはいけないところを周知した上で抑止力として罰則を設ける。 ○防犯カメラの設置
○一定の線引きができる基準、ルール作り ○議員とのやり取りについては録音を可とする。 ○議員、職員の相互理解	○本人の自覚が必要（研修、客観的な評価） ○法的な処置（条例化、罰則）
○相手と接触しない方策	○物理的な距離をとる。
○客観的な自己分析を心がけてほしい。	○行為をやめるような重い警告
○自身の言動に対する意識改革	○懲罰
○被害を受けた職員の言い分をきちんと傾聴し、理解すべき。 ○繰り返している議員に厳しい罰則を。 ○町民への周知 ○行政（制度）の理解促進 ○ただし、理解できない、自覚・自己認識できない人間に何を言っても無駄。	○議員から町民に対するハラスメントについては、本人の人格に問題があるということに当然であるが、周りの議員（多くの場合、近くに職員がいるので、職員も含む）もきちんと「それはおかしい。」と言わなければならない。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化	

○「議会」という点に限れば、シチュエーションに応じた関係を築くことではないでしょうか。 ○ご自身の意見や疑問、住民要望など、通常業務の中で意見交換することは大切であるし尊重するが、「自説以外否」では先に進まない。
○十分な調査 ○ハラスメントの対処する体制づくり
○あらゆる手段を使って、相手方が行ったハラスメントの事実を公にする。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化 ○迅速な対応
○条例の目的を「議員の行動を自主的に律する」（議員倫理的なもの）と「職員を守る」とでどちらに比重を置くかで書きっぷりが変わってくると思う。後者に比重を置くのであれば、抑止的な効果を持たせるために事案発生時の公表等を定めるなどの罰則的規定が必要ではないか。
○議員である間はハラスメントをしている（いた）ことを公表してほしい。
○公人、代表者としての人格、心構えの認識 ○職員のコミュニケーション能力、回避力の向上
○精神的な状態が不安定で、ハラスメントを行っている場合は、精神科受診やメンタルヘルスが必要。
○ハラスメントを未然に防ぐ仕組みづくり ○万が一、ハラスメントがあった場合の再発防止策の作成
○研修会の実施 ○アンケート結果の公表
○加害者にモラル意識の向上、自覚、反省を促す。 ○第三者（組織）から指導、命令、罰則を科す。 ○被害者は「個」ではなく、「組織」として対応する。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化 ○上司の積極的な介入
○町民の代表なので、最低限の品位や社会の一般常識を身に着けてから立候補してほしい。
○ハラスメントはしている側がそう思っていないから起きる（いじめと同様）と思うので、記録するしかないのではと思っている。

○ハラスメントを行う方にとっては、ハラスメントの自覚がないことが多い。本人に自覚がないことが、この問題の解決を難しくしている最大の問題点。本人に自覚があろうとなかろうと、ハラスメントを受けた職員がハラスメントだと認識した際は、議会が新たに設置する第三者委員会で確認し、町広報やホームページ、議会だよりなどでハラスメント行為を公表する仕組みにしてほしい。議員向けの研修も必要だと思うが、防止する機能としては、公表する仕組みが必要だと思う。
○ハラスメントを行った者には必ず社会的制裁が加わるような実効性のある対策を望む。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化、公表
○適正な処分 ○過剰な意見、対応要求の線引き
○この「議会ハラスメント防止条例」が実効性のある条例であること。 ○議員提案による制定ということで期待している。
○ハラスメントに関するきっちりとした教育と指導、ハラスメントを行った者に対しての目に見える処罰の結果の公表。あと、防止策ではないかもしれないが、委員会も事前通告制にして通告に関する資料提供のみに限定。事前通告にない質問は受付せず、再々質問までで終了とする。個人はもちろん、会派や党の思惑はあるでしょうが、委員会で延々と自己主張を行うのは違うと思う。
○対応した職員が「ハラスメントである」と感じた行為については、該当の人物に対し、より厳格な処分を望む。 ○特定の職員ひとりだけが、該当の人物からのハラスメント行為の対象とならないような体制づくりを望む。 ○ハラスメントを受けたことにより、心身に不調をきたす職員がいらないような職場づくりを望む。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化
○議員は「議決権」と「執行権」があるということを知らないのだろうか。行政の執行に関しては議会が立ち入ることのできない領域であるということを分かったうえで議会と行政が車の両輪として機能することを知るべきだ。
○自分の普段の行動がハラスメントに当たるという自覚を持つこと。 ○ハラスメントに当たる行動と指摘された場合、反論するのではなく、素直に自分の行動を見つめ直すこと。
○処分の厳格化

○処分の厳格化と公表
○チームで対処することを前提とした仕組みづくり
○意見や要望を言う際は、端的に述べていただいて、職員との議論はやめていただきたい。
○ハラスメントとされる行為を明確にし、ルール化すること。
○ハラスメントに対処する体制づくり ○処分の厳格化
○ハラスメントに対処する体制づくり ○十分な調査、処分の厳格化 ○ソーシャルハラスメントについても重要視していただきたい。
○実効性のある対策
○議員が職員に対して、自分は立場が上だと認識を持たないでほしい。
○即時警察通報を行う。 ○マスコミへの公表を行う。 ○議員の場合は、職員同様に懲戒審査を行うとともに、必要に応じて処分する。
○相手の人格を尊重できない人にはお辞めいただくしかないと思われる。 ○町の代表として、大人として恥ずかしくない態度で臨んでもらいたい。
○自分が直接受けたわけではないが、聞いていてよい気持ちにはならない。御本人はもっと嫌な気持ちをしていると感じる。
○相手の立場を考えて接する。
○安心して働けるように、どこまでがハラスメントなのか、ある程度の判断基準がほしい。
○処分の厳格化
○定期的な注意喚起
○人の話を聞く議員が当選すること
○行政と議会という立場も大切だが、どちらか一方が優位に立つというようなことは起きてはいけないと思う。
○町民への詳細なハラスメント案件の情報提供 ○社会通念上ではなく、ルールの明確化、厳格化
○処分の厳格化
○特定の人間のために職場の仲間が傷ついている。何とかしてほしい。
○ハラスメントに対処する体制づくり（公平な外部の人間であること） ○外部機関による十分な調査・公表、処分の厳格化
○事実を公にすること。 ○職員を守る行動を組織として毅然と行うこと。

○口臭ケアの必要に気づいてほしい。
○一方的な要望を行政に要求しないでほしい。 ○一方的な要望に対する相談窓口をつくってほしい。 ○行政の制度や役割分担の中でできることとできないことを理解してほしい。
○処分の厳格化
○組織で職員（個人）を守る意識
○ハラスメント行為をする方の自己の言動の反省 ○町民への公表

問 9 ハラスメントについて、ご意見等あればご自由にご記入ください。	
○条例整備だけでなく、実を伴ったものを希望する。職員の条例等は無意味なもの（ハラスメント対策でなく、ハラスメント推奨？）になっているので。（これを機に職員のハラスメントアンケートも実施してほしい。）	○ハラスメントをする人は、一般的常識がない方が多いと思う。先日の議員懇談会においても他人のことを平気で批判ができる性格なのだと思う。批判することが正義だと勘違いしているのかも（天邪鬼）。要するにひねくれ者（相手にしたくない人物）
○実際に受けてみないと辛さがわからないが、課全体で対応者を守るという意識や体制が必要である。	○ハラスメントをしていることに気が付いていないことは残念である。 ○ハラスメントの意味を理解し、議員としての意識を自覚して、自分の行動に責任をもてるようになればハラスメントも減ると考える。
○周りも不快になるので、なくなってほしい。特に大人として相手の立場に立って考えてほしい。	○各課の窓口に防犯カメラの設置
○対議員に限らない包括的なハラスメント防止の体制構築に向かっていくよう、総務課に情報提供いただけると幸い。	○各個人で、その受けた行動がどの程度のハラスメントになるのか違いがあるので難しいところではあるが、心にキズを受けた事には間違いない。
○ハラスメントハラスメントというのもあるので難しいところである。	○本人はハラスメントをしている意識が全くない。
○議員のマナーを守るために、こうしたハラスメント防止策は良いことだと思う。	○ハラスメントにより、相手は身も心もボロボロになることを意識して行動してほしい。
○職員に対するカスタマーハラスメントが増大しているので、是非議会ハラスメント条例も制定していただきたいと思う。	○条例を作っただけで終わりにしない。
○一刻も早い対応が望まれる。	○活かされる条例であることが大事。
○一般的に高圧的な態度をとる方は、自分より相手の立場を低く感じている傾向があると思う。議員や町民の下位に職員がいるという考え方ではなく、皆平等であるという意識を持つべきだと思う。	○ハラスメントを受けて、心身の病気になったり、それによる休職や退職者が出ないようにする。

○制限をかけるには「根拠」が必要であるので、ハラスメントの行為例を具体列挙しないと指摘は難しいのではないのでしょうか。一例として、「急な来庁時の対応は〇〇まで」と規定するなど。
○特定の人間のために職場の仲間が傷ついている。何とかしてほしい。
○度が過ぎた行為に対して、罰則規定を設ける必要があると思う。
○話が長時間に及んでしまうと、普通の話でも「ハラスメント」と感じてしまう。
○この異常な状態が普通とならないよう議員だけでなく、町長や副町長も相手方に対して毅然とした対応をしていただきたい。（※何もできないというのはやらないための言い訳でしかない。）
○行為者本人が本当の意味で自覚できるといいですね。
○ハラスメント等を発する人、受ける側双方への対処力向上への機会向上 ○住民としての要求意見要望等は、専用の窓口を設けるべきと思われる。
○職員の方々が安心して業務に当たれる職場になってほしい。
○ハラスメントは、加害者に自覚がないことが主な原因だと思う。解消に向けて組織で対応することが重要だと思う。
○個人によって捉え方の差があるので、大まかでも基準がほしい。
○時間外に庁舎内に議員一人で出口とは反対の方向へ歩いていると、監視されているような気がして落ち着いて残業ができない。委員会などを除き、原則時間外について、議員は退庁するルールを作してほしい。
○対等に意見交換できる関係性があればよいのだが、一方的かつ横柄な態度を取られると、当事者でなくても聞いていて気分が悪いため、周りに町民の方がいた場合、サービス低下につながり、申し訳ない気分になる。 ○職員が対応している時間の時給、精神的苦痛による通院費や悩む時間が勿体ない。
○ハラスメントの定義が不明であるが、議員自身がハラスメントをしていることに自覚がない限り、防止することは不可能ではないか。 ○ハラスメントと訴えたいが、逆恨みされるかと思うと相談もできないし、公にすることはできない。 ○実効性のある条例とあるが、期待できるのか不安。条例制定することで満足するならば倫理条例で足りるのではないか。

○言葉によるハラスメントに対して、同じような言葉で応酬するのを聞くのは耐えられない。
○議員としての品性が問われる。
○本来あってはならないこと。 ○言葉、態度には、自分自身もより気を付けていきたい。
○1対1にせず、必ず組織で対応すること。
○ハラスメントをされた側が我慢するのではなく、周りで共通認識を持ち、暴力に屈しない場づくり
○警察や医療につなげる。
○町民に対する職員によるハラスメント及び議員による町民へのハラスメントは、これまで何度もあるので、この点は十分に議論すべきと考える。

○ハラスメントをしている人は気づいていない、もしくは勝手に正義感を持っているようだが、それにより対応する職員の精神状態が健全に保たれてないケースを聞くと、できれば対応したくないし関わりたくないというのが正直な気持ち。

○自分がターゲットになったらという恐怖がある。

○このアンケートの実施により、何かしら現状が今後少しでも改善されることを願っている。アンケートの回答に、大半の職員が同じと思えるハラスメント行為や不快に感じた行為について記入をすることと思う。

○「時間外ですが、すみません」と言ってそこから1時間以上一方的にお話されているのは（ハラスメントに該当するのか分からないが）、短時間で済むならまだしも、1時間以上は何かがだめだと思う。

○毎回、課の前を通りかかると、特定の職員（お気に入りの女性）に声をかける議員さんがおられ、当事者ではないが、やりとり（議員さんからの一方的な話）を聞いているだけで不快であった。

○委員会などで、その場で思いついたようなことを執拗に掘り下げられても、手元に資料がないので答えようがない時がある（時にはそれを聞いてどうするのか？という質問もある）。質問する側は正義の味方のつもりで質問するのかもしれないが「裁判」でも被告人でもないのだから、出席職員を糾弾するような態度はいかかなものかと思う。委員会を終えると精神的にまいってしまう。趣旨や内容が明瞭に分かるし、調べる時間も得られるので一般質問のように「事前に質問内容を提出」するようにしてほしい。その方が健全で的確な答弁ができと思う。

○ハラスメントを受けた職員の精神的なダメージは大きく、場合によっては疾患を患うなど取り返しのつかない状況になる（実際、そのような場面を見てきた）。ハラスメントをなくするためには、組織全体が強い意志を持って取り組み、ハラスメント行為があった場合には、積極的にその事実を公表し、是正を促していただきたいと思う。

○予算特別委員会で予算とは関係ない質問があった。「〇〇計画」をどれくらい読み込んでいるか一人ずつ答えろと言われ、出席職員が一人ずつ答えていくというものであった。このようなやりとりがまかり通るのかと今後の対応へ恐怖を感じたことがある。ハラスメントとの境界は難しいものであるが、問5に記述した内容についても、自らの常識、感覚のみで発言、行動を繰り返す人がいる限り、どのような分野においてもハラスメントはなくならないと感じる。

○当事者の方には、改めてご自身の振る舞いを振り返っていただくことを望む。物事の考え方や捉え方は多面的で複数通りあるものと考えている。一方的な考え方の押しつけは良いまちづくりにはつながらない考える。また、自身が納得できないことを理由に、当該アンケートに記載したようなことをすることはあってはならないことだと思う。今後は、思いやりをもって他者とのコミュニケーションに臨まれ、私と同じ思いをする人がこれ以上生まれないことを切に願う。

○ハラスメントの怖いところは加害側にハラスメントという自覚がないことである。まずは、どのような行為がハラスメントに該当し、なぜいけないのか教育を行う必要があると考える。

○自分は直接ハラスメントを受けたことはないが、他の職員が恫喝などをされている様子を近くで見たり聞いていると、とても不快に感じ、仕事に集中ができないと感じる。

○議員は町民の声の代表者であり、尊重はするが、話している主張も十分わかるが、言い分が通らないから大声を出したり、机を叩いたりしても相手を不快にさせるだけであり、せっかくの提案が無駄になってしまうと何回も思っていた。

○ハラスメントなのか、要望なのか曖昧になってしまうこと。自分の意見、主張を言うのは構わないが、お仕着せするとは違うということを理解してほしい。

○目的を考え、良い方向に向かうよう、それぞれがコミュニケーションの取り方を考え接していくことで、皆が住みやすい、働きやすい町になると考えている。

○自分が人が怒鳴られていたりするわけではないが、そのような人が視界に入る、荒々しい声が聞こえてくるだけでも、精神的なストレスを感じ、仕事に集中できない。動悸が止まらなかったことがある。

○現状のようなハラスメントが続くと、職員の勤労意欲への影響のみならず昇任意欲の減衰にすら繋がると思う。

○ハラスメントは相手がどう感じたかの物差しで測る部分もあるため、これがハラスメントだとわかる事例等あるとお互いのためかもしれない。

○ハラスメントと言えるかわからないが・・・
窓口でお客様対応中に、廊下で議員と職員とのやり取り（職員に対する暴言を大声で叫ぶ）があり、その様子を見たお客様から「あの人は？議員さんよね。何をそんなに声を荒げるんでしょうか。」と言われる件があった。職員へのハラスメントへの対応も然りだが、職員と議員のやり取りを見て、不快に感じる町民がいることも意識する必要があると思う。

○外から見えない心の病に陥っている職員が多数いる。公務員としての基本的な対応をしているにもかかわらず、理解をいただけない、問い詰められる、それがその場で終わらない、延々と続く、結果心の病に陥る。外傷はないが、ある意味傷害だと思う。

○ハラスメントは被害者側の認識により決定するもので、加害者側は全くもって認識していないケースがほとんどだと思う。条例の策定は結構だが、それがしっかりと認知され、実行されなくては意味がない。条例違反に対する罰則等までしっかりと検討され、有効性のあるものでなければ抑止力もないと思う。形だけ条例を策定した、ということにならないことを期待する。

○公務員の立場としては、相手の方（議員さんに限らず）から少し理不尽な意見を言われたとしても、なかなか反論できないことが多いので、このような条例の策定はありがたいと思う。

○地方議員によるハラスメント行為は枚挙にいとまがないので、早急に実効性のある対応をお願いします。

○職員も人間であり生活がある。ハラスメントで病んでしまった場合、議会として責任をとってほしい。

○要望、意見などを同うことは問題ないが、妥協のない一方的な申し入れはハラスメントとなることを理解してもらいたい。全国的に議員によるハラスメントが問題になっているので事例研究などの研修を実施してもらいたい。また、行政側にも何がハラスメントになるのか判断ができるように研修をしてもらいたい。

○そもそも、自覚できない人間に何を言っても無駄
○選挙で選ばれた公人のそうした事実行為を市民に知らしめる必要がある。
○ハラスメントという言葉で簡単に片づけられない問題もある。→議員活動の萎縮になってはいけない。

○ハラスメントのない行政と議会の関係の構築を望む。
○議員の皆さんが注意してほしい。我関せずでなく一丸となってほしい。
○被害者の立場に立てば、ハラスメントの排除がベスト
○行為者に対する罰則規定が必要